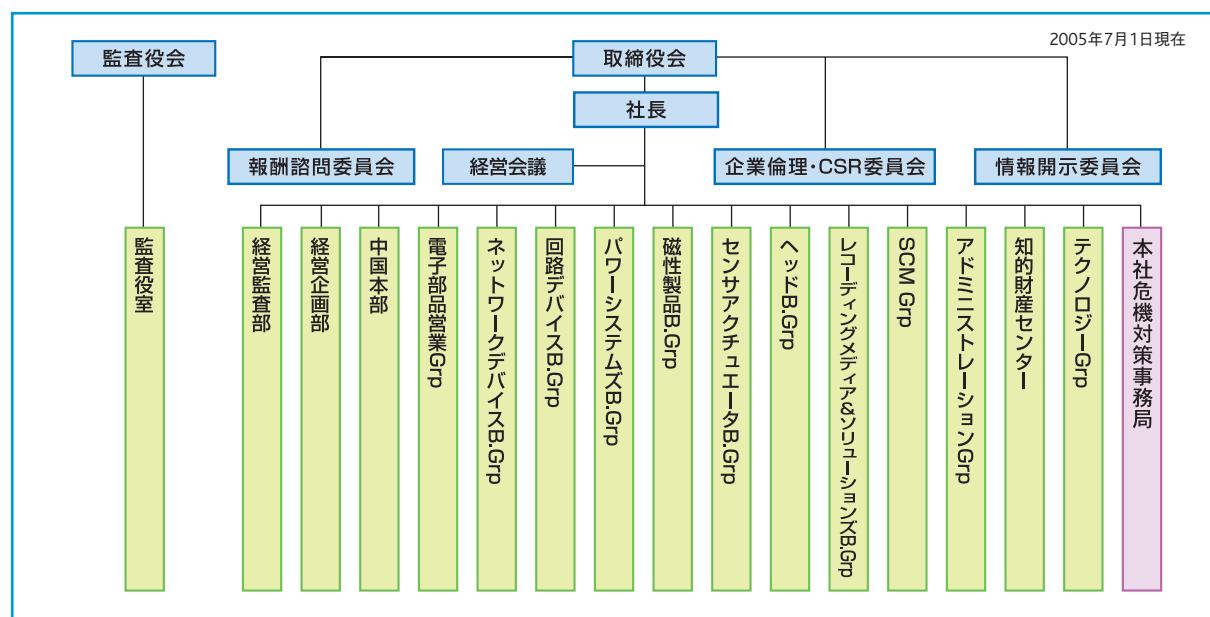


□ コーポレート・ガバナンス

企業は、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会に支えられた存在であるとの基本認識に立ち、私たちは、企業の行動および運営方法が公正、公平、透明であり、法律を遵守するものでなければならないと考えています。当社は、從来から前述の基本的認識のもと、企業の内部統制の諸制度を整備してまいりましたが、さらにこれを担保する手段として、社外役員の招聘、役員報酬の算定に関する社外メンバーの参画、企業倫理徹底のためのシステム構築と取締役会への報告および教育や普及活動等を実施しています。



当社は、監査役制度を採用しています。役員構成は、取締役7名、うち1名が社外取締役であり、また監査役5名のうち3名が社外監査役です。また、執行役員制度を採用し、意思決定および監視を行う取締役と業務執行を行う執行役員の責任所在を明確にしており、執行役員は、取締役会の決定した事項をそれぞれの事業部門で執行します。

監査役監査は、常勤監査役2名、非常勤監査役3名により、主に適法性の面から、部門往來、重要書類閲覧、重要会議出席を通じ、取締役の業務執行を監査しています。監査役間の連携は、毎月開催の監査役会での報告と討議にて実施しています。

社長直属の内部監査組織である経営監査部は8名で構成し、業務執行と経営方針との整合性、経営効率の妥当性の面から、定期的な監査および支援を行っています。また、当期は内部統制の整備と運用状況の有効性について自ら評価することが要求されている米国サーベンス・オックスレー法への対応準備を進めてきました。

ニューヨーク証券取引所のコーポレート・ガバナンスに関する規則によりますと、外国企業の上場会社は、それらが実践しているコーポレート・ガバナンスと、ニューヨーク証券取引所に上場する内国企業における基準との重大な差異を開示するよう求められています。(上場規則303A条第11項)

当社はその規則に対し、米国証券取引委員会(SEC)にファイリングした年次報告書“Form20-F”において、“Significant differences in corporate governance practices between TDK and U.S. listed companies on the New York Stock Exchange”というタイトルのもとでその内容を説明しています。

なお、“Form20-F”は次のURLで確認することができます。+TDK's Website <http://www.tdk.co.jp/ir/library/lib50000.htm>

当社は、役員報酬の透明性を確保するため、業績連動賞与を導入するとともに、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会を設置しています。また、企業倫理の徹底を図るため、当社には企業倫理・CSR委員会を、国内外の子会社には倫理協議会をそれぞれ設置し、国内外の子会社を含めたグローバルな企業倫理管理体制を構築し、継続的に活動を行っています。さらに、企業倫理遵守状況を監視するため、相談窓口(ヘルプライン)を設置し、意見・情報を内部から汲み上げる体制をとっています。

なお、報酬諮問委員会、企業倫理・CSR委員会および情報開示委員会は取締役会直轄の機構です。

さらに社外の顧問弁護士から、起こり得るリスクについて助言および警告を受ける仕組みになっています。なお、会社を取り巻く様々な経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築するとともに、株主の皆様からの信任を得る機会を増やすため、取締役の任期は1年間としています。